

臨時社員総会

議案書

令和8年3月18日(水)



議事次第

総会

1. 開会挨拶 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会
会長 長崎亮一
2. 議長選出
3. 資格審査員選出
4. 議事録署名人選任
5. 議事

第1号議案
当法人解散の件
【P1】

第2号議案
清算人選任の件
【P1】

第3号議案
定款一部変更の件
【P2】
6. 閉会

第1号議案 当法人解散の件

当法人は、令和8年3月31日をもって解散したくご承認をお願いするものであります。解散の理由及び解散後の流れは次のとおりであります。

1. 解散の理由

当法人は、1999年の発足以来26年間にわたり活動を続けてきましたが、近年は会員減少や財政的な厳しさ、役員の担い手不足などが深刻化しており、当法人単独での運営継続が困難になっております。特にコロナ禍以降、ICT活用やWEB研修の普及により独自性を發揮しづらく、市レベルの単独組織として全国的な発言力に限界があることも課題となっております。

以上の状況を踏まえ、理事会において、当法人解散について本総会に付議することを決議いたしました。

2. 解散後の流れについて

本議案が承認され次第、当法人の活動は、一般社団法人北海道介護支援専門員協会（以下「北海道介護支援専門員協会」といいます）の札幌ブロックに引継ぎを行ってまいります。北海道介護支援専門員協会において、研修は引き続き無料で行われ、年会費は8,000円（内訳：北海道協会分3,000円+日本協会分5,000円）となります。当法人の解散に伴って加入された場合、入会金2,000円は免除されます。また、第3号議案が承認された場合、解散後の当法人の年会費4,000円は徴収いたしません。

会員の皆様の北海道介護支援専門協会への加入は任意となりますが、加入に伴う手続きや費用負担を最小限に抑え、会員の皆様がスムーズに移行できる体制を整えてまいります。

2040年に向けて介護支援専門員の処遇改善やケアプラン有料化への発言力強化を図るため、ALL北海道として団結し、より強い集合体の力で未来を築いていきたいと考えておりますので、会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

会員の皆様におかれましては、なにとぞ事情ご賢察のうえ、本議案にご賛同いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

第2号議案 清算人選任の件

当法人の解散に伴い、清算手続を行う必要がありますので、第1号議案が承認されること及び当法人の解散を条件として、令和8年3月31日をもって清算人1名の選任をお願いするものであります。

清算人候補者は、以下の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
もりたに たくろう (1984年6月19日)	<p>2012年11月 最高裁判所司法研修所入所（66期）</p> <p>2013年12月 弁護士登録（札幌弁護士会）</p> <p>アンビシャス総合法律事務所入所</p>

森谷拓朗氏は、弁護士として企業法務に関する専門的知識を有しております、清算人として適任であると判断いたしました。

第3号議案 定款一部変更の件

第1号議案が承認されること及び当法人の解散を条件として、令和8年3月31日をもって当法人の定款の一部を変更したくご承認をお願いするものであります。

1. 変更の理由

- ① 当法人の解散に伴い監事を廃止するため、監事に関する規定の削除及び所要の変更を行うものであります。なお、本議案が承認された場合、佐藤理良監事及び大島康雄監事は令和8年3月31日をもって退任となります。
- ② 当法人の解散後の入会金及び会費の支払い義務を免除するため、現行定款第8条（経費の負担）を削除し、その他の経費に関する記載を削除するものであります。
- ③ 当法人の解散後の清算事務年度における社員総会の柔軟かつ機動的な運営を目的として、現行定款第11条（資格喪失）に資格喪失事由を追加し、また、現行定款第19条（決議）第1項の普通決議に関する定足数を排除するものであります。
- ④ その他、当法人の解散に伴い必要な修正及び不要な規定の削除をするものであります。

2. 変更の内容

別紙「定款変更案」のとおりであります。

以上

現行定款	変更案
1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。 <u>2 この法人は、従たる事務所を必要な地に置くことができる。</u>	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。 (削除)
第2章 目的及び事業	第2章 目的及び事業
第3条、第4条 (条文省略)	第3条、第4条 (現行どおり)
第3章 会員	第3章 会員
第5条、第6条 (条文省略)	第5条、第6条 (現行どおり)
(資格の取得) 第7条 この法人の会員になろうとする個人又は団体は、理事会において別に定める入会申込書をこの法人に提出し、理事会の承認を受けなければならない。	(資格の取得) 第7条 この法人の会員になろうとする個人又は団体は、清算人が別に定める入会申込書をこの法人に提出し、清算人の承認を受けなければならない。
(経費の負担) 第8条 この法人が経常的に必要とする費用に充てるため、会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を支払う義務を負う。 <u>2 前項により会員が支払うべき入会金及び会費の額は、総会の決議により定める。</u>	(削除)
(任意退会) 第9条 会員は、理事会において別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意に退会することができる。	(任意退会) 第8条 会員は、清算人が別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意に退会することができる。
(除名) 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、当該理事会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えるなければならない。 (1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。	(除名) 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。 (1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
(資格喪失) 第11条 前2条のほか、会員(第2号及び第3号の場合にあっては正会員)は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 死亡し、又は解散したとき。 (2) 介護支援専門員でなくなったとき。 (3) 住所地及び勤務地を札幌市内に有しなくなったとき。 (4) 第8条の経費支払い義務を総会において別に定める期限までに履行しなかったとき。 (5) 第10条の定めにより除名処分を受けたとき。 (6) すべての会員が同意したとき。 (新設)	(資格喪失) 第10条 前2条のほか、会員(第2号及び第3号の場合にあっては正会員)は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 死亡し、又は解散したとき。 (2) 介護支援専門員でなくなったとき。 (3) 住所地及び勤務地を札幌市内に有しなくなったとき。 (削除) (4) 第9条の定めにより除名処分を受けたとき。 (5) すべての会員が同意したとき。 (6) この法人から連絡をしても当該会員と3ヵ月以上連絡がとれないとき。
第12条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)
第4章 総会	第4章 総会

<p><u>第13条</u> (条文省略)</p> <p>(権限)</p> <p><u>第14条</u> 総会は、次の事項について決議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (4) 定款の変更 (5) 解散及び残余財産の処分 (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 <p>(開催)</p> <p><u>第15条</u> この法人の定時総会は<u>毎年5月</u>に開催し、臨時総会は必要があるときに開催する。</p> <p>(招集)</p> <p><u>第16条</u> 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>理事会の決議に基づき</u>会長が招集する。</p> <p>2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>3 総会を招集するには、<u>会長</u>は、総会の日時及び場所その他の法令で定められた事項を記載した書面をもって、総会の日の1週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p><u>第17条</u> 総会の議長は、<u>当該総会において、出席した正会員の中から選出する。</u></p> <p><u>第18条</u> (条文省略)</p> <p>(決議)</p> <p><u>第19条</u> 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、<u>総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数もって行う。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 長期の借り入れ (4) 定款の変更 (5) 解散 (6) その他法令で定められた事項 <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p><u>第20条、第21条</u> (条文省略)</p> <p>第5章 役員</p> <p>(種類及び定数)</p> <p><u>第22条</u> この法人に、次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事 16人以上20人以内 (2) 監事 2人以内 <p>2 理事のうち、1人を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、4人以内を副会長とすることができます。</p>	<p><u>第12条</u> (現行どおり)</p> <p>(権限)</p> <p><u>第13条</u> 総会は、次の事項について決議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の除名 (2) 清算人の選任又は解任 (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (4) 定款の変更 (削除) (5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 <p>(開催)</p> <p><u>第14条</u> この法人の定時総会は<u>毎清算事務年度終了後2か月以内</u>に開催し、臨時総会は必要があるときに開催する。</p> <p>(招集)</p> <p><u>第15条</u> 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>清算人の過半数をもって代表清算人が招集する。</u></p> <p>2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、清算人にに対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>3 総会を招集するには、<u>代表清算人は、総会の日時及び場所その他の法令で定められた事項を記載した書面をもって、総会の日の1週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。</u></p> <p>(議長)</p> <p><u>第16条</u> 総会の議長は、<u>代表清算人とする。</u></p> <p><u>第17条</u> (現行どおり)</p> <p>(決議)</p> <p><u>第18条</u> 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該正会員の議決権の過半数もって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の除名 (削除) (2) 監事の解任 (削除) (3) 定款の変更 (削除) (4) その他法令で定められた事項 <p><u>第19条、第20条</u> (現行どおり)</p> <p>第5章 役員</p> <p>(種類及び定数)</p> <p><u>第21条</u> この法人に、次の役員を置く。</p> <p>清算人1名以上</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p>(選任)</p> <p><u>第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</u></p> <p><u>3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</u></p> <p><u>4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p><u>第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</u></p> <p><u>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</u></p> <p><u>3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、会長を補佐する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監事の職務及び権限)</p> <p><u>第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</u></p> <p><u>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</u></p> <p><u>3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</u></p> <p><u>4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事實若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p><u>第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 理事及び監事の再任は、これを妨げられない。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了の時までとする。</u></p> <p><u>4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(解任)</p> <p><u>第27条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p><u>第28条 理事又は監事は、無報酬とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(損害賠償責任の免除)</p> <p><u>第29条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(構成)</p>	<p>(削除)</p>

<p><u>第30条 この法人に理事会を置く。</u></p> <p><u>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</u></p> <p><u>(権限)</u></p> <p><u>第31条 理事会は、次の職務を行う。</u></p> <p><u>(1) この法人の業務執行の決定</u></p> <p><u>(2) 理事の職務の執行の監督</u></p> <p><u>(3) 会長及び副会長の選定及び解職</u></p> <p><u>(招集)</u></p> <p><u>第32条 理事会は、会長が招集する。</u></p> <p><u>2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求できる。</u></p> <p><u>3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。</u></p> <p><u>4 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発つなければならない。</u></p> <p><u>(議長)</u></p> <p><u>第33条 理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した副会長がこれに当たる。</u></p> <p><u>(決議)</u></p> <p><u>第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p><u>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</u></p>	<p>(削除)</p>
---	---

<p>(長期の借入れ)</p> <p><u>第39条</u> この法人が資金の借入れ（当該年度において償還するものを除く。）をするには、総会の決議によらなければならぬ。</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第40条</u> この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p><u>第41条</u> この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p><u>第42条</u> この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿（正会員名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 <p>(剩余金の分配の禁止)</p> <p><u>第43条</u> この法人は、剩余金を分配する決定をすることができない。</p> <p>(特別の利益の供与の禁止)</p> <p><u>第44条</u> この法人は、特定の個人又は団体に特別の利益を与える決定をすることができない。</p> <p>第10章 定款の変更及び解散</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>(解散)</p> <p><u>第46条</u> 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>第11章 公告の方法</p> <p>第48条 (条文省略)</p> <p>第12章 事務局</p>	<p>(削除)</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第22条</u> この法人の清算事務年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第7章 定款の変更</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>第8章 公告の方法</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p>(設置等)</p> <p><u>第49条</u> この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 前項の事務局長及び職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。</p>	<p>(削除)</p>																																								
<p><u>第13章 雜則</u></p>	<p>(削除)</p>																																								
<p>(委任)</p> <p><u>第50条</u> 法令及びこの定款で定めるもののほか、この法人の運営については、理事会において別に定めるところによる。</p>	<p>(削除)</p>																																								
<p><u>第14章 附則</u></p>	<p><u>第9章 附則</u></p>																																								
<p>(設立時理事等)</p> <p><u>第51条</u> この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">設立時理事</td><td style="width: 90%;">村山 文彦</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>斎藤 潤子</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>南 靖子</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>由井 康博</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>手塚 弘志</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>小平 正治</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>乙坂 友広</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>鈴木 晴美</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>姉崎 重延</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>道林 松美</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>岩内 敏晃</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>平田 麻紀子</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>原田 哲也</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>大高 範子</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>横田 良子</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>深倉 嘉啓</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>青野 栄</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>泉 京子</td></tr> <tr><td>設立時理事</td><td>中路 康夫</td></tr> <tr><td>設立時監事</td><td>宮川 亮一</td></tr> </table>	設立時理事	村山 文彦	設立時理事	斎藤 潤子	設立時理事	南 靖子	設立時理事	由井 康博	設立時理事	手塚 弘志	設立時理事	小平 正治	設立時理事	乙坂 友広	設立時理事	鈴木 晴美	設立時理事	姉崎 重延	設立時理事	道林 松美	設立時理事	岩内 敏晃	設立時理事	平田 麻紀子	設立時理事	原田 哲也	設立時理事	大高 範子	設立時理事	横田 良子	設立時理事	深倉 嘉啓	設立時理事	青野 栄	設立時理事	泉 京子	設立時理事	中路 康夫	設立時監事	宮川 亮一	<p>(削除)</p>
設立時理事	村山 文彦																																								
設立時理事	斎藤 潤子																																								
設立時理事	南 靖子																																								
設立時理事	由井 康博																																								
設立時理事	手塚 弘志																																								
設立時理事	小平 正治																																								
設立時理事	乙坂 友広																																								
設立時理事	鈴木 晴美																																								
設立時理事	姉崎 重延																																								
設立時理事	道林 松美																																								
設立時理事	岩内 敏晃																																								
設立時理事	平田 麻紀子																																								
設立時理事	原田 哲也																																								
設立時理事	大高 範子																																								
設立時理事	横田 良子																																								
設立時理事	深倉 嘉啓																																								
設立時理事	青野 栄																																								
設立時理事	泉 京子																																								
設立時理事	中路 康夫																																								
設立時監事	宮川 亮一																																								
<p><u>第52条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第26条</u> (現行どおり)</p>																																								
<p>(設立後の社員)</p> <p><u>第53条</u> 第7条の規定にかかわらず、この法人の前身団体である札幌市介護支援専門員連絡協議会の解散時において当該協議会の会則の第6条に定める会員であった者は、この法人の成立後においてこの法人の正会員となるものとする。</p>	<p>(削除)</p>																																								
<p>(最初の事業年度)</p> <p><u>第54条</u> この法人の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、法人の成立の日から、平成25年3月31日までとする。</p>	<p>(削除)</p>																																								
<p>(設立初年度の事業計画等)</p> <p><u>第55条</u> この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p>	<p>(削除)</p>																																								

以上